

* 登録番号	大阪府知事	()第	号(年 月 日)
従前の登録番号	大阪府知事	(ΔΔ)第	98765号(平成30年 4月 1日)
1 登録の区分	新規		更新
2 法人・個人の別	法人		個人
3 協会加入の有無	有 (会員番号:)		無
(ふりがな)	かぶしがいしゃ おおさかばつぱつ		
4 商号又は名称	株式会社 大阪XX		
(ふりがな)	おおさか いちろう		
5 氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	大阪 一郎		
6 住所	(郵便番号 540-0048) 大阪府中央区大手前〇丁目〇番〇号 大阪XXビル 〇〇〇号室 電話番号(06) 〇〇〇〇-〇〇〇〇		
7 法定代理人			
(ふりがな)			
氏名 (法人にあっては、商号又は名称)	該当なし		
8 役員			
(ふりがな)	役名等		
氏名 (法人にあっては、商号又は名称)			
おおさか いちろう 大阪 一郎	代表取締役社長		
かしきん じろう 貸金 二郎	専務取締役		
おお さぶろう おお さぶろう(おおさか さぶろう) OH SABOORO 大 三郎(大阪 三郎)	取締役		
さきしま はなこ(なんこう はなこ) 咲洲 花子(南港 花子)	株主		
以下余白			

(記載上の注意)

- 「*登録番号」には記載しないこと。
- 「従前の登録番号」は、登録の更新の申請をする場合に記載すること。
- 「登録の区分」及び「法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「協会加入の有無」は、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。
- 「商号又は名称」は、法人の場合は商号を、人格のない社団又は財団の場合は名称を記載すること。なお、個人の場合において、商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称のうち1個を記載することができる。
- 「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があるときには、括弧書で併記することができる。
- 「氏名」には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。ただし、「法定代理人」が氏を改めた者である場合にはこの限りではない。
- 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所(現住所において貸付けに関する業務を営まない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地)を記載すること。なお、電話番号は、場所を特定する電話番号に限る。
- 「役員」は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(記載方法)

- 1 法定代理人の該当のない場合は、「法定代理人」欄には「該当なし」と記載する。
- 2 「役員」欄は、次の者を記載する。
 - ア 株式会社・有限会社にあつては、取締役又はこれに準ずる者（監査役を除く。）
 - イ 合名会社・合資会社にあつては、業務を執行する社員又はこれに準ずる者
 - ウ 法人の総株主等の議決権の100分の25を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している個人
 - エ 法人の親会社（商法第211条の2第1項の親会社及び第3項の親会社となる会社）の株主等の議決権の100分の50を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している個人
 - オ 個人の場合は、「該当なし」と記載する。
- 3 「氏名」欄に、役職名を記載しないこと。
- 4 「氏名」については、「記載上の注意 7」の通り、氏を改めた場合は旧氏及び名を括弧書で併記することができる。
※令和2年12月23日の貸金業法施行規則別紙様式改正による。
- 5 個人事業者である貸金業者の「住所」の表記は、「記載上の注意 8」の通り、現住所において貸付けに関する業務を行わない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所（登録申請書様式【別紙様式第1号(第4面)】の「10. 営業所等の名称及び所在地」の所在地欄の郵便番号、住所及び電話番号）を記載する。
※平成29年4月1日の貸金業法施行規則別紙様式改正による。
- 6 記載欄に空欄がある場合は、「以下余白」と記載する。
- 7 この面に記載しきれないときは、「次葉」の用紙を使用する。
- 8 新規登録業者は「*登録番号」「従前の登録番号」とともに空白とする。